

女川地域の緊急時対応（概要版） ⑤女川地域の現状に応じた対策

1. PAZにおける対応

- 女川町及び石巻市で避難が必要となった場合には、陸路による避難を実施。なお、女川町の出島については女川港へ海路により移動した後、陸路による避難を実施。
- 自然災害により予定していた経路による避難が実施できない場合は、迂回する陸路による避難や海路等といった避難を実施。
- いずれの避難もできない場合には、屋内退避を実施し、避難態勢が整い次第避難を実施。



2. 準PAZ（牡鹿半島）における対応

- 避難が必要となった場合には陸路による避難を実施。
- 自然災害により陸路による避難が実施できない場合は、海路等による避難を実施。
- 陸路による避難ができず、悪天候等により海路による避難も困難な場合は、天候等が回復するまで屋内退避を実施し、避難態勢が整い次第避難を実施。



3. 準PAZ（離島）における対応

- 島外避難が必要となった場合には海路による避難を実施。また自然災害や悪天候等により海路避難ができない場合は、避難態勢が整うまでの間、島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を実施。
- 島外避難ができない場合に備え、放射線防護対策施設等を整備するとともに、食料や飲料水等の備蓄や防災行政無線などの情報伝達手段を確保。



4. 津波との複合災害時における対応

- 津波との複合災害時（津波警報または大津波警報の発表時）では、津波による人命へのリスクを回避するため、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先。
- 津波に対する安全が確保できる場合は、原子力災害時に備えあらかじめ設定している避難先へ避難を実施。

＜施設敷地緊急事態で津波警報が解除された場合の例＞

